

第 5 章 計画の推進

第 1 節 推進体制と各主体の役割

本計画に掲げた政策を着実に推進するためには、市民、事業者、民間団体、行政等、地域内外のステークホルダーの参画・協働が不可欠です。また、行政においても、環境部局のみならず、関係部局を含む全庁的な取組となることが重要です。このため、本計画の推進にあたっては、各主体がそれぞれの役割を踏まえ、以下の体制の下で連携・協力して取り組むこととします。

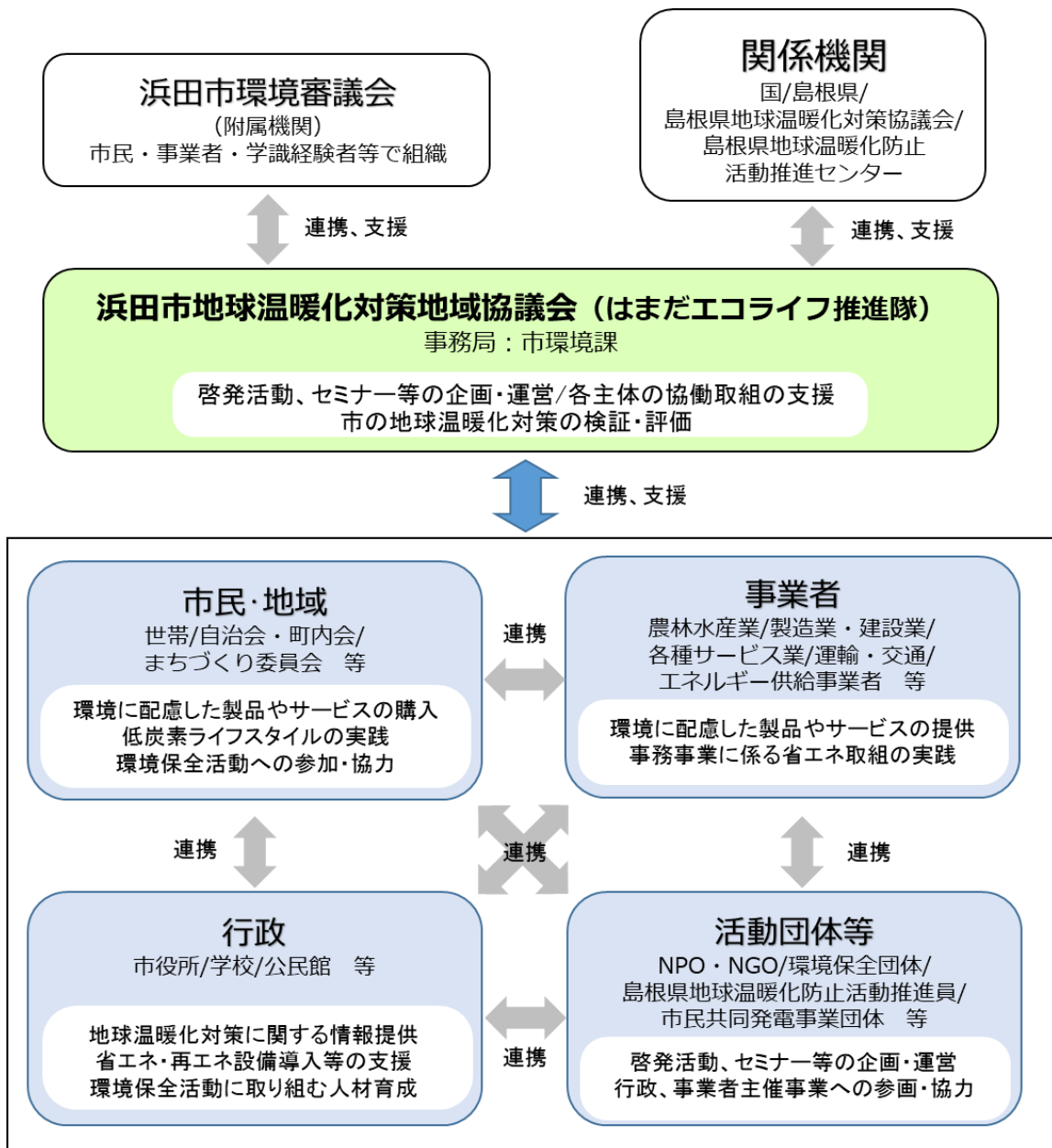


図 推進体制のイメージ

第 2 節 進行管理

本計画の進行管理については、その進捗状況について毎年確認し、必要に応じて改善を行うとともに、前期の最終年度となる 2024 年度に計画の見直しを行います。

毎年の進行管理については、浜田市地球温暖化対策地域協議会において政策の評価指標の確認、事業の評価及び改善等の提案を行い、次年度の事業へ反映していくとともに、浜田市環境審議会へ報告することとします。

また、後期、2025 年度以降に向けた計画については、市の附属機関である浜田市環境審議会において審議し、必要に応じて計画内容の見直しをすることとします。

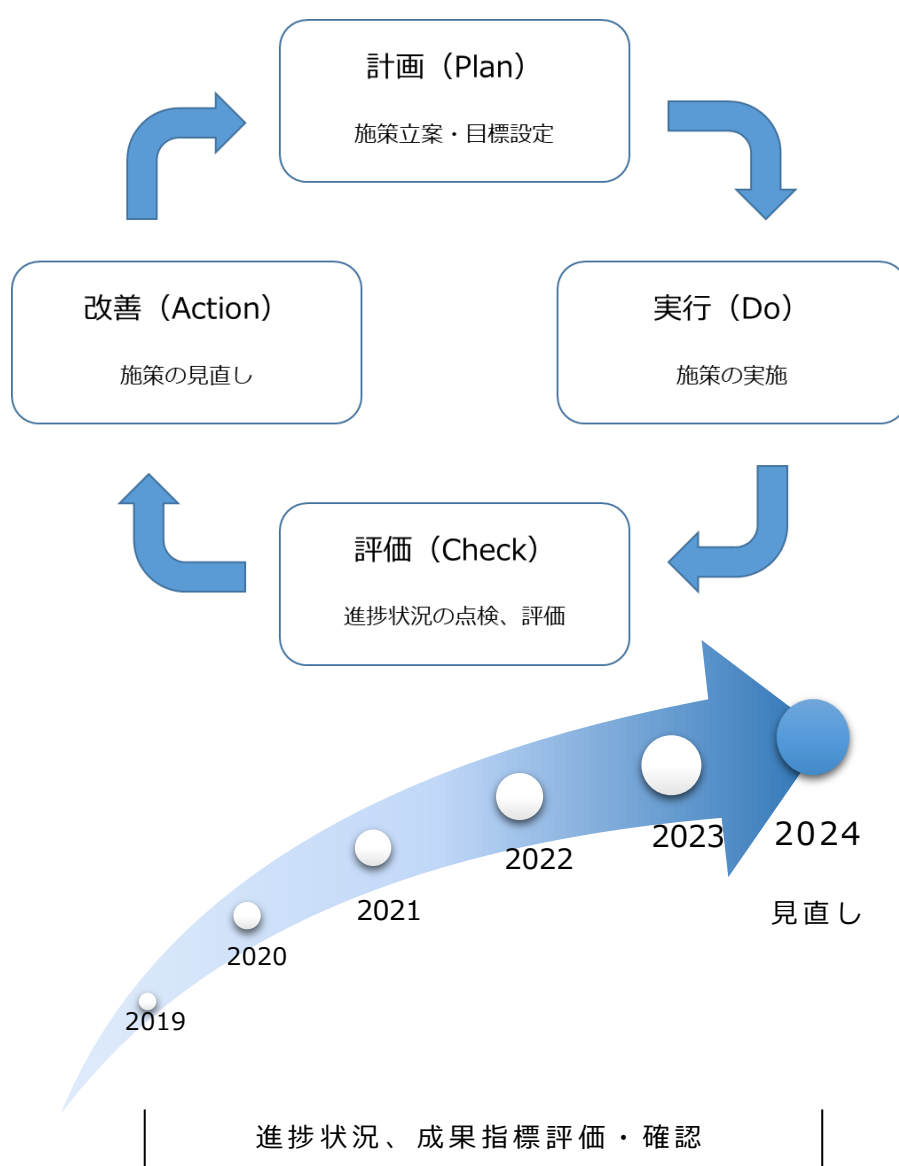


図 進行管理のイメージ